

府中町立府中緑ヶ丘中学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、安芸郡府中町立府中緑ヶ丘中学校の生徒一人一人が、安全で安心して学校生活を送ることをめざすとともに、保護者・教職員が協力して生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条（時間）生徒は時間を守り、規律ある生活を送らなければならない。

- ① 8時20分までに教室に入室し準備をして着席しておく。
- ② 欠席や遅刻時の場合、必ず保護者が電話等で午前8時までに連絡する。
※遅刻をした場合は、職員室に登校した旨を伝え、遅刻届に記入し授業へ持っていく。
- ③ 早退をする場合は、担任の許可を得る。
- ④ 登校後は、許可なく校外に出ない。
- ⑤ 下校時間（完全下校）は、下記のとおりとする。
 - 1学期始業式～2学期中間試験前
学年末試験後～修了式
18：00（完全下校）
 - 2学期中間試験後～文化祭
2月1日～学年末試験前
17：30（完全下校）
 - 文化祭後～1月31日、長期休業中
17：00（完全下校）
※休業日については原則 17時完全下校とする。
※部活動において大会前の2週間については、最大30分間活動を延長することができる。
- ⑥ 部活動停止
 - 定期試験（中間試験前3日間、期末試験、学年末試験前の5日間）休日、祝日を除く、定期試験が終了する前日までの期間。

第3条（髪型）社会の一員として進路保障を踏まえた中学生としてふさわしい髪型とする。

（1）髪型

【男子】

- ◎前髪は目にかからない程度とする。
- ・サイドは耳が出る状態とする。
- ・後ろ髪は襟にかからないようにする。
- ・極端なツーブロックは禁止とする。

【女子】

- ◎前髪は目にかかる場合は、切るかピンで止め、前髪が目にかからないようにする。（女子のヘアピンは、黒色で細いもの）
- ・後ろ髪が肩にかかる場合は、必ず全てゴムで結ぶ。（黒、紺、茶）

（2）装飾等

- ・染色、脱色、パーマ等の処理をしない。
- ・眉毛について、手を入れることをしない。
- ・化粧品をつけない。（整髪料、マニキュア等も含む）
- ・アクセサリー類をつけない。（指輪、ネックレス、ペンダント、ピアス等）
- ・エクステ、カラーコンタクト等は使用しない。
※つけた場合は、学校で預かる。

（3）その他

- ・事由により、上記の髪型ができない場合は、保護者が届け出る。
- ・極端な髪型（例 極端な刈り上げ、そり込み、モヒカン、極端なツーブロック等）は、個別に指導する。
- ・髪型の改善が必要な場合は、家庭連絡し、改善して登校させる。

第4条（制服等）校内外の学習活動及び登下校の際は、次の通り、学校が定める服装を正しく着用すること。

(1) 制服

冬服	男子	①ブレザー、ポロシャツ、ネクタイ、 スラックスを着用する。(学校指定) ②名札を着用し、ピンで止める。 ③学校指定の白のポロシャツ着用する。 ④ベルトは、黒、紺、茶の無地とする。 ※極端に幅の広いものや細いもの、穴の沢山あいたものは不可。
	女子	①ブレザー、ポロシャツ、リボンタイ、ネクタイ、スカート、スラックスを着用する。(学校指定) ②名札を着用し、ピンで止める。 ③スカートの丈は、膝がかくれる長さにする。(膝立てをして床にスカートがつく長さ)
夏服	男子	①夏季用スラックス ②ポロシャツ(白無地半袖)を着用する。 ・ポロシャツは必ずスラックスの中に入れる。 ・胸には名札を付ける。 ・半袖のポロシャツは学校指定のものとする。
	女子	①夏季用スカート、スラックスを着用 ②ポロシャツ(白無地半袖)を着用する。 ・ポロシャツは必ずスカート、スラックスの中に入れる。 ・胸には名札を付ける。 ・半袖のポロシャツは学校指定のものとする。

(2) 服装の留意事項

- ・名札は、左胸の所定の位置につける。
- ・下着を着用する。下着の色は白、ベージュの無地とする。
- ・寒い時には、ブレザーの下にセーター、ベストを着用してもよい。但し、色は、黒、紺、白、グレーの無地のVネックのものに限る。(ワンポイントは可) また、上着の袖口、裾からはみ出さないものとする。

- ・雨天時は、レインコート、レインシューズを着用してもよい。
- ・通学靴は、白ひも付き運動靴とする。ハイカット、コンバースで下にライン入りは不可とする。(部活動用は使用しない)
- ・通学カバンは、中学校指定のものとする。補助カバンの使用は、必要に応じて許可する。
- ・カバンには飾りをつけない。
- ・校舎内は学校指定の上履きを使用する。
- ・体育館では、学校指定の体育館シューズを使用する。
- ・靴下は、白のソックス(ワンポイント、ライン入りは禁止)とする。スニーカーソックス、くるぶしソックスは不可とする。
- ・寒い時には、登校時に手袋、マフラー、ネックウォーマー(華美でないもの)を着用してもよい。但し、生徒玄関で着脱する。但し、スヌードは禁止。
- ・体操服は、男女とも学校指定のものとする。(ジャージ上下、半袖シャツ、ハーフパンツ)
- ・休日の部活動については、部活動時の服装を許可する。

(3) 合服期間

- ①5月、10月を合服期間とする。冬服(ブレザーを脱いで登校してもよい)または、夏服のいずれでもよい。但し、ブレザーを脱いだ状態は、ネクタイ、リボン、名札を必ず着用すること。

(4) その他

- ・事由により、上記の服装ができない場合は、保護者が届け出る。
- ・服装の改善が必要な場合は、家庭連絡し、改善する。

第5条（学習道具） 学校には学習道具を持参して意欲的に学習に取り組むことが、中学生としての権利であり、義務である。

(1) 教室に保管してよい教材

- ①国語 … 書道道具、書写教科書、ファイル
- ②社会 … 全て置いて可
- ③数学 … ファイル
- ④理科 … ファイル
- ⑤音楽 … 全て置いて可
- ⑥美術 … 全て置いて可
- ⑦保健 … ファイル、図解体育、保健教科書
- ⑧技術科 … 全て置いて可
- ⑨家庭科 … 全て置いて可
- ⑩英語 … 辞書、ファイル
- ⑪道/学/総 … 教科書、私たちの道徳、ファイル
- ⑫その他 … 給食三点セット

(2) 保管の際の約束事

- ・ファイルの中に教科書、ノートをはさまない。
- ・教科書をはじめ、全ての学用品には名前を書く。
- ・ロッカーに教材を置く場合は、各自で整理整頓する。
- ・体育館シューズは決められた場所へ置く。
- ・部活動道具やバックは、各学年で指定された場所へ置く。
- ・体育館シューズ、体操服袋、給食袋等は教室前廊下のS字フックにかける。

第6条 校内での生活について

(1) 授業

- ・5分前行動を心がけ、着ベルする。
- ・府中緑ヶ丘中学校学習規律の「学びの五か条」を実践する。

- ・返事、言葉遣いに気を付け、人を傷つける言葉を言わない。
- ・学校の学習教材は、大切に使用し、破損した場合は、弁済する。

(2) 職員室への入退室

- ・荷物がある場合は、職員室入口付近に整頓して置く。
- ・決められた入口から、所属、名前、要件、相手をはっきり言い、入室する。
- ・退出の際は、「失礼しました。」と一礼して出る。

(3) 靴箱利用

- ・靴は、かかとを靴箱の端に揃え、つま先を奥にしている。
- ・校舎内や土足禁止の指定場所には上がらない。

(4) 保健室利用

- ・利用は、原則休憩時間、放課後とし、授業中の利用は、授業担当者の許可と手続きを得る。
- ・休養回復の見込みのある場合は、1時間。良くならない時は、早退（家で休むか病院で診察）する。但し、学校から家庭に連絡がついてからとする。
- ・休養もしくは早退する時は、生徒は保健室からの連絡票を授業担当者に提出する。

第7条（その他の禁止事項）

次の項目については禁止とする。

- ①携帯電話の校内持ち込み。
- ②学校生活に必要なもの（菓子類、漫画本、雑誌、トランプ、ゲームなど）の校内持ち込み。
- ③危険なもの（カッター、とがった櫛など）の校内持ち込み。

- ④許可なく勝手に校外に出ること
(やむを得ず出るときは先生の許可を得る)
- ⑤生徒同士でのお金や物品の貸し借り、
物品の売買
- ⑥登下校時の買い食い
- ⑦自転車通学
- ⑧火遊び、エアガンなどの危険な遊び
- ⑨夜間外出及びゲームセンター、カラオ
ケへの入店(保護者同伴を除く)

第8条 (その他遵守事項)

次の項目について遵守するものとする。

- ①学校内、教室内のものは大切に使い、
いつもきれいに整理整頓する。
- ②学校内、教室内のものを破損した場合
はすぐに報告する。(原則弁済する)
- ④校舎内を走ったり、手すりや階段に腰
かけるなどの行為をしない。
- ⑤特別教室、体育館、グラウンドなどへの
移動のときは、係が責任を持って教室
の消灯、戸締りをする。
- ⑥日直、係の仕事は責任を持って行う。
- ⑦交通ルールを守り事故に気を付ける。
また、地域の人に迷惑をかけない。
- ⑧ロッカー、机の中には決められたもの
だけを置き、教科書、ノートなどは学
校に置かない。
- ⑨自分の持ち物にはすべて名前を書く。
- ⑩体育、実習、部活動、給食準備では決
められた服装をする。
- ⑪人の話は真剣に聞く。また、伝達や
掲示物にはしっかり注意を向ける。
- ⑫貴重品や不必要なお金を持ってこない。
必要な場合は、朝担任または顧問に預
ける。

第3章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校におい
ても許されない」ことであり、生徒が起こ
した問題行動を反省させ、よりよい学校生
活を送るために自己を振り返り、適切な行
動ができるよう指導する。

第9条 問題行動への特別な指導

問題を起こした生徒で、教育上必要と認め
られた場合は、特別な指導を行う。但し、
発達段階や問題の程度・常習性も配慮して
指導を行う。

1 問題行動

触法行為、いじめ、指導無視、授業妨害、不
要物持参等の事例が発生した場合は、状況
に応じて保護者の来校を要請したり、場合
により、速やかに警察等の関連機関と連携
を図る。

(1) 触法行為

- ① 暴力行為(対教師、生徒間、対人)
 - ・ 加害生徒や被害生徒等に対して事実
確認を行い、被害状況を把握する。
 - ・ 加害生徒及び被害生徒等の保護者と
話し合い、今後の生徒指導の方向性
を示す。
- ② 器物破損(故意)
 - ・ 損壊の原因によっては、警察等の関係
機関と連携を図る。また、修復にかか
る費用については、原則として加害
生徒の保護者負担とする。
- ③ 喫煙・飲酒・万引き・深夜徘徊・
その他(火遊び等)
 - ・ 学校において速やかな指導をし、当該
生徒の反省を促し、今後の指導体制
を組む。

④金品強要

- ・ 加害生徒や被害生徒等に対して事実確認を行い、状況を把握する。
- ・ 加害生徒及び被害生徒等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。

※ 継続指導【特別な指導の分類に準じて指導対応を行う】

※ 一緒にいた生徒も同じ指導を行う。

(2) いじめ

- ・ 加害生徒や被害生徒等に対して事実確認を行い、被害状況を把握する。
- ・ 加害生徒及び被害生徒等の保護者と話し合い、今後の生徒指導の方向性を示す。
- ・ 事実確認【時間を問わず、本人と保護者及び担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等、複数で学校面談を行う】本人、および保護者で被害者へ対応。

・ 個別指導【反省文】

・ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】

※ クラス・学年・全校で指導を行う。

※ 保護者連携を原則とし、親の思いをしっかりと受け止め、今後の対応を行う。

※ 積極的な認知を行い、重大事案につながらないよう生徒へ未然防止の指導を重視する。

(3) 指導無視

- ・ 指導無視、暴言、授業エスケープ、授業妨害があった場合は、事実を確認し個別指導を行う。(反省文)
- ・ 状況に応じて、保護者連絡。または、学校面談を行う。
- ・ 継続指導【放課後担当者に1週間、今日の学校生活の反省を報告する】

(4) 授業妨害

- ・ 立ち歩き、暴言、おしゃべり等については事実を確認し、個別に指導を行い、反省文を書く。状況によっては、保護者に連絡または学校面談を行う。
- ・ 継続指導【特別な指導の分類に準じて指導対応を行う】

(5) 不要物持参

- ・ 1回目は、その場で指導し一時預かり、後に放課後保護者へ返却する。2回目は、その場で指導し一時預かり、後に学期末に返却する。(保護者にも連絡をとる。)
- ・ 無届けで携帯電話を学校に持ち込んだ場合は、学校預かりとするが、基本的に上記対応に準じて指導対応を行う。

(6) その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為

2 特別な指導の手順

① 複数で事実確認を行い、生徒指導主事、管理職へ報告後、今後の対応について確認を行う。

② 反省指導をする。

③ 管理職による説諭を行う。

④ 担任、学年教員または生徒指導主事等による1週間の継続事後指導を行う。

⑤ 指導記録に残す。

※ 必要に応じて保護者に来校を要請する。

第10条 反省指導

※以下特別な指導の分類表に準ずる。

特別な指導のうち、反省指導は次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮して指導を行う。

1 説諭

- ・ 口頭による説諭指導(短時間での指導)

2 学校反省指導

① 別室反省指導

- ・一定期間生徒を別室において複数体制で、面接・反省文の記入・生徒指導や学習指導等を行うことによって、望ましい生活や学習態度を育てる。

② 授業反省指導

- ・別室での反省指導において一定の成果が認められたと判断された場合や、別室反省指導を行うほどではない場合に、通常の授業において、担任が生徒の学習意欲や態度・生活の状態を評価したり反省を促したりすることによって、望ましい生活や学習の態度を育てる。

③ 保護者との協議

- ・生徒の問題行動及び反省の状況等について保護者に説明するとともに、再発防止に向けて、具体的な取組について保護者と共通理解を図り、生活改善への取組を行う。

第11条 反省指導の期間

反省指導の期間は、発達段階や問題の程度や繰り返し等の状況により、協議・検討して決定することとする。

※特別な指導の分類表に準ずる。

第5章 その他

第12条 生徒指導規程の周知

入学説明会やPTA総会等で配布し、説明を行う。また、ホームページにも公開していく。

第13条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、必要に応じて見直しを行う。

【問題行動への特別な指導の分類】

分類	指導内容	時間	場所	備考
特別な指導Ⅰ	※指導内容及び時間等は対策会議（生徒指導委員会）で決定			○反省の状況により期間は変更する。
特別な指導Ⅱ	(1) 振り返り（毎日の反省文） (2) 見通し（今後の行動の作文） (3) 基礎学習指導 (4) 奉仕活動（清掃活動等）	長期 (3日間程度)	新相談室	○別室指導期間中の定期試験は別途協議する。
特別な指導Ⅲ	(1) 振り返り（毎日の反省文） (2) 見通し（今後の行動の作文） (3) 基礎学習指導 (4) 奉仕活動（清掃活動等）	短期 (1時間～)	各学年室	○別室指導期間中の行事及び部活動の参加については別途協議する。